

議案第15号

協議項目9 「特別職の職員の身分の取扱いに関する事」

協議項目9 「特別職の職員の身分の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

特別職の職員の身分の取扱い

富士見村の特別職の職員（村長、副村長及び教育長）の身分の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定める。

なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。